

長岡京市特別職員報酬等審議会・会議録(要旨)

開催日：平成19年2月1日(木)午後1時30分～午後3時30分

会 場：市役所会議室2

出席者：委員10名(会長1名、副会長1名含む)

欠席者：なし

事務局：助役、総務部長、職員課長、職員課人事・給与担当職員1名

議 事：

1 会長あいさつ

2 審議事項

(会長) 前回の審議会では、市議会議員の報酬についても、きちりと評価すべきではないか、との意見もあり、本日は事務局にその関係資料を用意していただいているので、その説明を聞いた上で審議いただきたい。また、市長等の給料は、現在6%カットしているが、平成19年度も引き続き削減を続けるのかどうか、審議していただきたい。さらに、常勤特別職の退職手当のあり方をどう考えるのかについても審議していただきたい。審議会委員の任期は来年の3月までであるので、市長等の給料カット以外の事項については、今日きちりとした結論を出すということではなく、4月以降審議を続け、来年の今頃の時期に結論をまとめて市長に答申したいと考えているが、そのような進め方でよいか。(全員異議なく了承)

(1) 市長等常勤特別職の平成19年度給料減額措置について

事務局(助役)から審議事項についての概要説明

まず、「資料5 財政状況の推移」についての説明が行われた。長岡京市の財政状況については、全体的に予算規模は小さくなってきているが、財政構造をみると、依然厳しいと言わざるを得ない。こういった財政状況を踏まえ、市長等特別職の給与を審議していただきたい、と説明があった。続いて、「資料1 市長等常勤特別職給与額年度別推移 議員報酬額年度別推移」に基づき、特別職の給料を定める条例の本則による給料額と附則による減額後の給料額についての説明があった。最後に、「資料2 京都府内13市における特別職の給料・報酬月額」に基づき、市長等常勤特別職の給料は13市中、上から6番目であるとの説明があった。

以下委員による審議内容

(委員) 市長等常勤特別職の給与が、人事院勧告に基づくものであれば、助役さんの説明は、妥当なものだと思う。しかし、税収入が減少し、財政状況が悪化している状況を踏まえ、市長等常勤特別職の給与を審議するということになると、別の考え方となる。

(助役) 市税収入は若干増加傾向にある。しかし、税収が伸びれば、地方交付税が減少することとなる。

(委員) 公務員の給与の仕組みは、親方日の丸であるので、よくわからないが、職員ががんばったからといって税収が増えるものでもないの、なかなか意見を

述べるのもむづかしい。

(委員) 財政状況を見る限り、さほど変化しているようには見受けられないので、現行の給料額が妥当、減額を継続すべきである。

(委員) 13市のうち、市長等常勤特別職の給料を10%以上削減している団体は、財政状況が厳しいと考えてよいか。

(助役) そのとおり。

(委員) 6%削減を始めて、まだ1年も経過していない。2, 3年継続して状況を見てはどうか。

(委員) 市長等常勤特別職の給料が6%削減、市議会議員が0%削減、この線引きはどのように考えるのか。

(助役) 給与の仕組みが異なる。また、常勤と非常勤の違いもある。特に、議員は最終的にご自身で報酬額を決められるということもあって、本市の場合は同じような取り扱いになっていない。

(委員) 財政調整基金残高の健全な数値はいくらぐらいか。

(助役) むづかしいが、せめて、15億から20億あると予算編成がスムーズになる。

(委員) 市民へのアピールが必要と、助役は言っておられるが、市民のみなさまにどこまで理解されているか疑問だ。

(委員) 常勤一般職の給料は、現状どおりか？

(助役) 今年度の人事院勧告では現状どおり。しかし、平成18年4月の給与構造改革で、給料水準を平均4.8%引き下げている。

(委員) 一般職の給料は、減っているのか。

(助役) 職員数が減っているので、給料総額も減っている。

(会長) ここで確認しておきたい。当審議会としては、平成19年度の市長等常勤特別職の給料は、6%削減を継続するということでよいか。・・・委員全員了承

(助役) 市長等常勤特別職の給料の削減については、この4年間毎年条例の附則を改正して行ってきたので、平成20年度以降の取り扱いとして、条例本則を改正すべきかどうかにもついても、審議会で検討いただきたい。

(2) 市長等常勤特別職の退職手当のあり方について

(会長) 続いて議題2について、事務局説明をお願いします。

事務局(助役) から、資料3に基づき京都府内13市における市長等常勤特別職の退職手当額の状況について概要説明。

退職手当の性格であるが、明確に書いたものはないが、京都府議会での山田知事の答弁によると、常勤特別職の退職金の性格は、「職務の内容、責任の度合い等を含めた、公務の貢献度に対する勤続報償である」と述べられている。現在、本市常勤特別職の退職手当は、暫定的に大幅な減額措置を講じているが、そもそも、条例本則に書かれている退職手当の額が、市民の理解を得られる額かどうか審議いただきたい、と説明があった。

以下委員による審議内容

- (会長) 市長等常勤特別職の退職手当の減額措置の全国的な傾向は？
- (助役) 退職手当を半分にしているところもあるし、ごく稀ではあるが、もらわないというところもある。
- (委員) 特別職の給与は、他市とのバランスを考えて決定されておられると思う。しかし、長岡京市の退職手当の額は、他市に比べて高いように思える。他市とのバランスが重要。
- (会長) 暫定的な減額措置における市長の退職手当の乗数は、なぜ3.00になったのか？
- (助役) 市長の決断によって、半分にすることになった。
- (委員) 退職手当の月数を、3.00にしたことに対しては、拍手喝采としたい。これは、低すぎるとは思うが、かといって、6.00のままでは、4年で2200万円の退職金は多すぎる。5.00か4.80程度が妥当かと思われる。
- (委員) 助役さんは、他の職場を退職されて助役になられたと聞いているが、前の職場で退職金を貰って、助役としての退職金を、さらに貰うこととなるのか。
- (助役) そういうことである。
- (会長) 特別職としての貢献度の評価はむづかしい。民間企業であれば業績ということになるのであるが。
- (委員) 市長は、公約があり、公約を実行すれば貢献したと判断し、助役以下は比例して考えればどうか。
- (委員) 市長の公約はよくわかるが、助役は何をしているのかわかりにくい。
- (委員) 貢献度については、いつまで議論しても、議論は尽きないであろうし、具体的な数値について考えるほうが望ましいのではないか。市長は自ら身を正して3.00にしたというのは、それはそれで良いとしても、審議会としては、3.00で良いとは言えない。けれども、市民から拍手喝采をもらえる数値とするのが良いのではなからうか。
- (会長) 退職手当の減額措置を一回限りとしているのは、自身に関わることのみで限定してと考えてよいか。
- (助役) そういうことである。
- (会長) 退職手当の減額措置を一回限りと決定する際に、報酬審議会は開かれていないのではなかったか。
- (助役) これは、退職手当条例の附則による暫定措置なので、報酬審には諮っていない。
- (委員) ということは、審議会で、退職手当のあるべき数値を示しても、市長の判断で、3.00継続もありうるということになるのか。
- (助役) ないとはいえない。
- (会長) 審議会でも条例本則でのあるべき数値を示しても、市長が政治的判断をされて、数値を決められるのは、それはそれで良いと考えてもよいのではないか。今日の審議会でも、即、結論を出すということではないので、この件については、任期中に答申を出すということになるので、来年度も引き続き議論していくというこ

とにしたい。

(3) 市議会議員（非常勤特別職）の報酬の取り扱いについて

（会長）続いて議題3について、事務局説明をお願いします。

事務局（助役）から、資料1、資料2、資料4に基づき京都府内13市における市議会議員（非常勤特別職）の報酬額の状況及び議会の活動状況について概要説明。

長岡京市市議会議員報酬額は、京都府内13市のうち、上から3番目の水準にある。市議会議員の平均年齢は50歳、50歳の常勤一般職の平均給与年額は、700万円で、市議会議員の年間報酬も713万円となっており、ほぼイコールの状況。但し、常勤一般職は、週40時間勤務、市議会議員は非常勤であるが、近年、市議会議員も常勤的色彩が強まっている、との説明があった。

以下委員による審議内容

（会長）今日は、即結論を出すというわけではないので、今、事務局からされた説明を踏まえ、議論していただければと思う。

（委員）助役さんから、縷々とした説明をお聴きしたが、私の考えは違う。一般の職員が700万円で、市議会議員も700万円で同じでよいとは、考えにくい。一般職は、毎日働いて生計を立てている。市議会議員は、立候補してやるもの。しかし、議員報酬が0では、活動経費がない。市議会議員とは、もともとは、市民のために働くものであり、これを常勤の一般職と同じレベルで考えようとする事自体おかしい。また、議員の期末手当の支給月数が、細かく変動するのは、なぜ？

（助役）人事院勧告に準じて改定するためである。

（委員）人事院勧告は、一般職のためのものであり、それを議員にも準用するのは、理事者側が議員に対し、遠慮があるから。悪く言うと、理事者側と議員との馴れ合いということ。多少ギクシャクしても、議員に対し、きちりとものを言うべきである。

（助役）議員の期末手当の支給月数については、人事院勧告以外に準拠するものがないのが実情である。

（委員）以前、市議会議員の報酬をアップする案に、議員3名が反対されたことがあった。市民は苦しい。もっと状況を考える必要がある。

（助役）平成10年の報酬アップは、審議会の答申を受けて行われたものである。

（委員）では、議員の期末手当の数値の変更も、審議会を通過しているのか？

（助役）いずれの自治体においても人事院勧告に準拠しており、報酬審議会には諮っていない。

（会長）人事院勧告に準拠しないとすると、何か良い考えはありますか？

（委員）平成17年度に期末手当の支給月数を、3.3から3.35に引き上げられたが、0.05くらいは、辞退する心構えをお持ちいただきたかったと考える。

（会長）常勤特別職は、本給が下がっているのに、全体で減額となるが、議員は、報酬がそのまま、期末手当の支給月数のみ増加しているのに、全体で上がって

しまうという問題がある。

(委員)本市の議員報酬は、他市の状況に照らせば、下げるべきだ。これだけの活動日数(84日)で、この金額は考えられない。是非、議員自ら下げてくださいと思う。

(助役)議員は、非常勤特別職と位置付けられているが、現代における議員の活動は、かつてのような片手間的名誉職的な形では到底市民の理解が得られず、年に4回開かれる定例議会以外に日常的な議員活動が住民から求められ、その日常活動の質と量が議員の評価に直結しているのが実態である。従って、現在では他に職を持たずに議員報酬だけで生計を立てている議員も少なくなく、現在の報酬額自体決してゆとりのあるものとは言えない状況です。

(委員)議会で報酬を下げる意見は出ていないのか？

(助役)審議会での審議事項は、総務産業常任委員会で報告しており、一定意見は頂いている。

(委員)議員報酬45万円は、市民から厳しい目を向けられるであろう。助役が言うように、生活のために議員になっている人は少ないと思う。市長始め、常勤特別職が減額しているのだから、議員も下げるべきだ。もし、審議会で下げる旨の意見を出しても、議会がそのような決定をされないのであれば、総務担当者が、審議会の状況を、直接議員に伝えてはどうか。

(委員)議員自ら報酬を下げる案を出していただきたいものだ。

(委員)期末手当0.05アップする時に、議員自ら意見が出ない状況だから、この審議会で議論しなければならないことになる。

(委員)今出ているような意見は、もっと早い時期に言うべきではなかったのか。

(会長)かつて、平成8年度に、近隣自治体の状況を見て、引き上げの話を出した。しかし、選挙があり、議員が報酬アップを辞退した。そして、選挙後、引き上げに至った経過がある。

(委員)会長のお話を聞くと、私たちが言ってもなかなか難しそうだ。でも、私は、あえて報酬を減額すべきであると言いつけたい。

(委員)助役さんは、議員の意見も一定聞いているとのことであるが、審議会にもフィードバックしていただけるのか。

(助役)議会と審議会のキャッチボールをしながら、意見をまとめていくのがよいのではないかと。

(委員)意見書を作成するにあたって申し上げたい。地方自治体のリーダーシップは、首長と議会、この関係が馴れ合いになっているのであれば、地方自治はグチャグチャになる。お互い、きっちりと言うべきことは言わないといけなと思う。

(会長)審議事項の(2)、(3)は、任期中に、意見ではなく、答申というかたちでまとめていきたい。

(事務局)本日の審議会はこれにて終了する。次回は、来年度に開催予定。

以上